

2016年4月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2016年4月7日、8日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2016年4月 ASAF 会議出席メンバー (2016年4月7日、8日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Jee In Jang 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Lu Jianqiao
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Roger Marshall 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2016年4月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
2015年 アジェンダ協議へのフィードバック	60分	3ページ
概念フレームワーク	120分	8ページ
プロジェクトの進め方		8ページ
測定に関する EFRAG ペーパー		14ページ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

議 題	時間	参照ページ
料金規制対象活動	90 分	18 ページ
インフレの会計処理	90 分	23 ページ
共通支配下の企業結合	45 分	26 ページ
IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準の発効日の相違	90 分	29 ページ
株式に基づく報酬	60 分	34 ページ
IASB によるプロジェクトの近況報告と ASAF の議題	75 分	38 ページ
開示に関する取組み		38 ページ
持分（資本）の特徴を有する金融商品		38 ページ
動的リスク管理の会計処理		40 ページ
リサーチ・プロジェクトの状況		—
ASAF の議題の計画		—

今後の日程(予定)

2016 年：7 月 7 日及び 8 日、9 月 29 日及び 30 日、12 月 8 日及び 9 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応方針協議会、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 2015年 アジェンダ協議へのフィードバック

3. IASBは、2015年8月に意見募集「2015年 アジェンダ協議」（以下「本協議文書」という。）を公表した（コメント期限：2015年12月31日）。
4. 本協議文書に寄せられた主要なメッセージは次のとおりであり、2016年3月のIASBボード会議で議論された。
 - (1) リース（現在は完了済）と保険契約に関するプロジェクトの完了を、非常に高い優先順位とすべきである。その他の既存の主要プロジェクトのうち、開示に関する取組みもまた、優先順位が高い。
 - (2) IASBが重点を置くべきなのは、適用に関する活動であり、新しい基準レベルのプロジェクトではない。
 - (3) 主要プロジェクトは、完了に時間がかかりすぎている。
 - (4) IASBは、より少数のプロジェクトに集中すべきである（休止期間を設けるため）。
 - (5) 「概念フレームワーク」の改訂を完了させるべきである。これは、明確な原則に基づいた基準を開発するにあたり基本となるものだからである。
 - (6) 基準設定を開始する前に証拠を収集するため、リサーチ・プログラムを導入することに多くの支持があった。しかし、リサーチ・プログラムが新しいものであることもあり、回答者は、次のことが明確でない指摘した。
 - ① リサーチ・プログラムの戦略、目的、プロセスはどのようなものなのか。
 - ② IASBがどのようにプロジェクトをリサーチ・プログラムに追加し、優先順位を設定するのか。
 - ③ リサーチ・プログラムが、維持管理及び適用プロジェクトにおける関連する作業とどのように相互関係するのか。
 - (7) 狭い範囲の修正が多すぎる。
 - (8) 適用後レビューの導入を歓迎するが、IASBは、適用後レビューで識別された論点にもっと迅速に対応すべきである。適用後レビューで焦点を当てるのは、過去に論争を招いた領域とすべきなのか、それとも、適用の不整合のある領域及びIFRS解釈指針委員会に照会された論点とすべきなのかという点についてさまざまな意見があった。
 - (9) 米国会計基準とすでにコンバージェンスしている基準のコンバージェンスを維持

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

することが重要である。

(10) IASB は、ドラフティング（草案作成）の質の改善方法を検討すべきである（再公開の回数の削減、適用上の論点の減少、より効率的で整合的な適用、その後の修正又は解釈指針の必要性の減少のために）。

(11) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定のさまざまな側面（その分量、将来のレベル、位置付け、時期及び明瞭性を含む）に関して懸念がある。

5. 今回の ASAF 会議では、本協議文書に寄せられたコメントレター及びアウトリーチで寄せられたコメントについて、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

(1) アジェンダ協議に対して寄せられたコメントについて、質問があるか。

(2) 寄せられたコメントを踏まえ、IASB の活動の構成やバランスをどのようにすべきと考えるか。

(3) IASB が個々のプロジェクトをアジェンダに入れるか否かを検討する際にどの要因を最も重要と考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

6. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(1) 大企業にはリソース、特に会計知識を十分に持つスタッフがいるため、IASB における議論をフォローすることができるが、そうでない企業にとっては、IASB における議論のすべてをフォローすることは困難である。そのため、プロジェクトについては、緊急性を明確にして、効率性を高めるべきである。

(2) IASB は、財務諸表から得られる結果や財務報告の有用性の観点から、リソースの配分及びプロジェクトの優先順位を考えるべきである。世界的に大きな問題となっていない論点でも、特定の地域では大きな問題となっていることがあり、その扱いを IASB は考慮すべきである。また、多くの法域で多様なレベルの企業が IFRS を適用していることにも留意すべきである。

(3) IASB は、各法域において IFRS の首尾一貫した適用に資するために、適用後レビュー以外の適用維持活動にも IASB のリソースをより投入するべきではないかと考える。

(4) 初度適用企業、新興国、規模が大きくはない企業等への対応として、教育活動を充

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

実させることが重要であると考えられる。

- (5) 基準開発へのニーズと一定の休止期間を置くことのバランスを考慮して、IASB の活動の内容を検討すべきである。
- (6) リサーチ・プロジェクトは、将来の状況の変化（例えば、次に金融危機が来ること）を想定して対応すべきである。のれんの残高が増加してきているという状況や市場価値の目的適合性が長期的には低下している可能性があるということにも対応すべきである。
- (7) リサーチ・プロジェクトについては、見識を有する各法域の会計基準設定主体と協働すべきである。また、すべてを同時に検討することはできず、優先順位付けが重要である。
- (8) リサーチ・プロジェクトは、数が多く、数年内に実施するものに数を絞るべきである。また、個別のプロジェクトも重要であるが、会計よりも企業を取り巻く環境の変化は速く、有用な財務報告とは何かという一般的な観点でのリサーチ・プロジェクトも必要ではないかと考えられる。
- (9) リサーチ・プロジェクトについては、IASB のリソースの制約を考慮する必要があるが、新たに発生しているリスクや新しい事業モデルについて対応すべきである。
- (10) 財務報告が有用な情報を提供することができるように、リサーチ・プロジェクトの設定にあたっては、目的適合性が重要な要因であると考えられる。
- (11) 財務情報の目的適合性の問題がしばしば議論になるが、投資家は財務報告だけでなく、それ以外の報告からも情報を入手している。財務報告以外の報告に対応することは難しい課題になってきていると考えられる。
- (12) 狭い範囲の修正が多すぎる。判断により解決できるような不要な修正もあると考えられる。狭い範囲の修正が多いということは、基礎となる基準に問題があることを示唆している可能性がある。
- (13) 公開草案はテーマごとにまとめて公表する方が関係者からのフィードバックを入手しやすいのではないかと考えられる。
- (14) 適用後レビューについては、特段の理由がなければ、根本的な論点を再度議論することを前提とするのではなく、適用上の論点に焦点を当てるべきである。
- (15) 適用後レビューについては、経済実態と会計が乖離するリスクに対応すべきである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

例えば、割引率の論点におけるマイナス金利は経済実態からの乖離という観点で検討が必要になる可能性がある。また、のれんの事後的な会計処理については、のれんの残高が増加しているという状況も踏まえて検討すべきである。

- (16) 米国会計基準にガイダンスがあつて IFRS にない場合、両方の会計基準を見ている企業は米国会計基準を見に行く可能性があるため、そのようなリスクを IASB は考慮すべきである。

ASBJ の発言要旨

7. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(アジェンダ協議に寄せられたコメントについての質問等)

- (1) 適用後レビューについては、実務で統合的に適用されていない事項や IFRS 解釈指針委員会に持ち込まれた論点だけに焦点を当てて行われるのではなく、基準開発時に論争があつた事項も検討の対象とすべきであると考えている。

(寄せられたコメントを踏まえ、IASB の活動や構成をどのようにすべきか)

- (2) 多くのフィードバックと同様に、概念フレームワークや開示に関する取組みは優先順位の高いプロジェクトであると考えられる。さらに、のれんの会計処理に関するプロジェクトも優先順位が高いと考えられる。
- (3) IASB の基準開発活動と維持管理活動のバランスは適切であると考えられる。また、IASB が引き続き初度適用企業のニーズを考慮すべきであると考ええる。
- (4) 基準開発にあたっては、適用上の論点を減少させるためにドラフティングの質を改善する必要がある。そのため、IASB は、より多くの関係者が基準化最終段階のドラフトをレビューすることを検討すべきであると考ええる。

(アジェンダの決定にあたって IASB が考慮すべき要素)

- (5) リサーチ・プロジェクトに関して、IASB が考慮すべき要素として次の3つが考えられる。
- ① 全体的な考慮要因として、作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプロジェクトに進展する可能性のある進行中のプロジェクトにおける全体的なバランス
 - ② 作業プログラムにアジェンダを追加すべきか否かの検討に役立つ要因

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

③ アジェンダを作業プログラムに追加すべきか否かを検討する際に課される制約

(6) 財務情報の比較可能性を促進し、単一の高品質な会計基準を設定するという長期的な目標を達成するためにも、米国会計基準及び他の各国基準とのコンバージェンスは、プロジェクトの優先順位付けをする際に考慮すべき要因の一つとすべきと考えられる。

その他

8. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 狭い範囲の修正については、IFRS の分量を考えると、それほど数が多いとは言えないのではないか。(IASB Hoogervorst 議長)
- (2) 公開草案の公表頻度が多いのは、関係者の時間を非効率に使わせる可能性があり、一定の期間にまとめて公表することも考えられる。(IASB Hoogervorst 議長)
- (3) 適用後レビューについては、過去に論争があったかどうかにかかわらず、経済的な状況の変化には対応すべきである。(IASB 理事)
- (4) リサーチ・プロジェクトは数が多くても良いが、いくつかのプロジェクトの優先順位を高くすることが重要であると考えられる。(IASB 理事)
- (5) 基準開発にあたっては、米国会計基準の動向は常に念頭に置いている。(IASB スタッフ)

III. 概念フレームワーク（プロジェクトの進め方）

9. IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照の更新」（このセッションにおいて、以下「本 ED」という。）を公表した。
10. 本 ED のコメント期間は 6 か月（180 日）であり、コメント期限は 2015 年 11 月 25 日に終了した。2016 年 3 月 2 日時点で、233 通のコメントレターが寄せられた。
11. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフより、当該コメントレターの概要や IASB スタッフが行ったアウトリーチにおいて聞かれたコメントの概要が説明されたうえで、概念フレームワークの最終化に向けた戦略について、次の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論がなされた。
 - (1) 再審議において、IASB は本 ED のどの提案に焦点を当てるべきか。
 - (2) 次の領域において、IASB はどのような戦略を採用すべきか。
 - ① 測定
 - ② 財務業績の報告（純損益及び OCI）
 - (3) プロジェクトの時間軸について、どのような見解を有するか。
 - ① 予定通り概念フレームワークを最終化するように計画を継続すべきである。
 - ② 一部の領域をさらに開発するため概念フレームワークの最終化を遅らせるべきである。
 - ③ 概念フレームワークの一部の章を最終化すると同時に、その他の章について追加の作業を実施する。
 - (4) 本 ED の回答者は、負債と資本の区分に関する論点（以下「FICE」という。）を、概念フレームワークの一部ではなく、別個のリサーチ・プロジェクトの一部として検討するとした IASB の決定を概ね支持した。この決定を支持するか。
 - (5) IASB は、概念フレームワークを随時改訂される可能性のある文書（Living document）として扱うべきと考えるか。すなわち、その他のプロジェクトのリサーチにおいて見直しの必要性が認識された場合、概念フレームワークは更新されるべきか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASAF 会議での議論の概要

12. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(IASB が再審議において焦点を当てるべき項目)

- (1) 財務情報の質的特性における「慎重性」については、作成者が見積りの際に行う注意深さとしての慎重性に焦点を当てる本 ED の書き振りに同意する。また、「実質優先」については、経済的実質が有用な財務情報を提供するうえで、主要な要因であるものの、法的形式も考慮が必要な場合もあるため、経済的実質と法的形式の両方を適切に考慮すべきものとする。
- (2) 「認識規準」については、認識における蓋然性の役割を検討すべきである。「認識の中止」については、個々の基準において異なる認識の中止の原則を使用しているため、基準開発の指針となるような概念を明確にすべきと考える。「測定」については、異なる選択基礎を選択する要件をより明確にする必要がある。「表示及び開示」については多くの論点が未解決である。純損益及び OCI の定義が必要であり、特に OCI の概念の明確化が必要と考える。
- (3) 「測定」、「純損益及び OCI」、「負債の定義（『現在の義務』に関する追加のガイダンス）」が優先度の高い3つの項目である。特に、「純損益及び OCI」を概念フレームワークに入れるのであれば堅牢な概念を確立する必要があると考える。
- (4) 「負債の定義」（「現在の義務」と「将来の義務」の違いを明確にするガイダンスの検討を含む）及び「認識の中止」に焦点を当てるべきと考える。
- (5) 「測定」、「純損益及び OCI」、「非対称性としての慎重性」（適用すべき状況や方法の明確化）、「FICE」に焦点を当てるべきである。なお、検討にあたり、EU におけるエンドースメント要件や FASB とのコンバージェンスなどに対する影響を考慮する必要があると考える。
- (6) AOSSG メンバーの多くは、「財務業績の報告」及び「測定」は重要であるとしている。また、一部のメンバーは、「認識（蓋然性規準を維持すべきかどうか）」、「負債の定義」及び「会計単位」について、さらに検討すべきとしている。
- (7) 非対称としての慎重性は、警戒心としての慎重性と異なり、基準設定主体が非対称的な取扱いを定める場合に機能するものであり、伝統的な意味と異なるため、慎重性に代わる新しい用語を開発してもよいのではないかと考える。

(測定及び財務業績の報告について IASB が採るべき戦略)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (8) 測定に関しては、測定目的の明確化が優先されるべきである。その目的を明確にしたうえで、測定基礎の選択にあたって目的適合性のある要素を考えることが重要である。この点、多くの学術的な実証研究がなされており、参考になるのではないかと。また、財務業績の報告に関して、非英語圏の人間にとって財務業績の意味が明確ではないため、その明確化を踏まえて、純損益、OCI、包括利益を定義すべきである。
- (9) 測定基礎の選択は、それにより財務業績がどのように情報提供されるかと関連しているため、「測定」と「財務業績の報告」を併せて検討すべきである。
- (10) 基準設定では、これまで重要性より緊急性が優先されることが多く、困難な論点について議論を進める努力はしてきたものの、必ずしも進歩があったわけではない。これは「測定」及び「表示（財務業績の報告を含む）」といった基礎的な領域の検討が進まないためだが、これらの検討が困難と判断され、全体の議論が中止されてしまうことが危惧される。
- (11) 測定基礎の選択において、基準設定主体が基準開発において歴史的な原価と現在価値のいずれを選択するのかが明確になるように改善を図るべきである。本 ED の提案により改善が図られているため、一旦概念フレームワークを最終化したうえで、リサーチ・プロジェクトによりさらなる改善を図るのがよいのではないかと。

(プロジェクトの時間軸)

- (12) 最終化を遅らせるべきではなく、予定通り最終化するようにプロジェクトを継続すべきである。
- (13) 再審議で焦点を当てるべき項目（「認識規準」、「認識の中止」、「測定」及び「表示及び開示」）の検討を完了できる場合、当初の予定通り最終化すべきであるが、仮に完了できない場合は遅らせるべきと考える。多くの関係者が概念フレームワークに期待しているため、時間軸よりも質の方が重要と考える。
- (14) 優先度の高い項目（「測定」、「純損益及び OCI」、「負債の定義（現在の義務に関する追加のガイダンス）」）については、見解のばらつきや懸念に対応できるように、関連するリサーチ・プロジェクトに切り出すことが考えられ、これにより他の領域の最終化を遅らせないようにするべきである。
- (15) 「測定」及び「表示及び開示」を除き、概念フレームワークを最終化することも考えられる。なお、FASB は、現在「測定」及び「表示及び開示」に関するプロジェクトを進めており、コンバージェンスを図ることができるかもしれない。
- (16) AOSSG メンバーの見解は様々であり、メンバーである 2 つの設定主体は、予定通り最

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

終化することを支持する一方、別の2つの設定主体は、「測定」及び「財務業績の報告」について追加の作業を実施すると同時に一部の章を最終化することを支持した。

- (17) 「測定」及び「表示及び開示」を空白として、概念フレームワークを一旦最終化したうえで、Living Document として5年から10年の期間で見直すことも考えられる。
- (18) 「測定」及び「FICE」は別個のプロジェクトとして継続したうえで、先に進むべきである。
- (19) 仮に段階的アプローチ (tiered approach) を採る場合、議論となった章は一旦空白のまま進めるべきと考える。測定の章に関しては、十分な議論がなされていないと考えるため、空白のまま進めるほかないと考える。

(FICE プロジェクトの進め方)

- (20) 当初の予定通り最終化するため、別個のプロジェクトとすることを支持する。
- (21) FICE プロジェクトでは、詳細な点を定めるのではなく、ハイレベルな原則を確立すべきである。
- (22) FICE プロジェクトでは、時間をかけ過ぎるのではなく、短期間で実施すべきと考える。

(概念フレームワークの性質)

- (23) 概念フレームワークの目的は基準設定の支援であるべきである。
- (24) 概念フレームワークの目的に、基準設定を支援することだけではなく、作成者の会計方針の策定を支援することも含まれているため、両者の関係が明瞭ではなく、明確化を図る必要がある。
- (25) 他のプロジェクトの成果等を反映させる場合や適用後レビューにおいて概念的な観点から検討すべき問題が指摘された場合など、概念フレームワークを見直すことが考えられるため、Living Document とすることに賛成である。
- (26) 概念フレームワークを最終化した場合、基本的には安定化すべきものとするが、基準に影響を与える根本的な問題が生じた場合には概念フレームワークを見直すべきものとする。

ASBJ の発言要旨

13. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(IASB が再審議において焦点を当てるべき項目)

- (1) IASB に寄せられたコメントを踏まえ、我々は、「概念フレームワークの役割」、「純損益及び OCI」、「測定」及び「認識規準」の 4 つの項目について、IASB は注意深く検討すべきであると考えます。
- (2) 仮に、IASB が現在の時間軸に従い概念フレームワークの見直しを最終化したとしても、我々は、IASB は「FICE」、「会計単位」及び「認識の中止」に関する議論を継続すべきと考えます。

(測定及び財務業績の報告について IASB が採るべき戦略)

- (3) 測定の議論に関して、我々は、一部の関係者から、概念フレームワークの見直しを最終化する前に包括的な追加の研究が要望されていることを承知している。しかし、混合測定属性モデルに多くの回答者から支持が示されていたことを踏まえると、我々は、単一の測定属性がより適切であるかどうかに関心を持って研究を実施する必要はないと考えます。
- (4) 財務業績の報告に関して、我々は、回答者の多くが、本 ED の提案の一部又はすべてに反対していることを認識している。アジェンダ協議 2011 に寄せられたコメントを踏まえ、「純損益及び OCI」に関する堅牢な概念を提供するために、当初、概念フレームワークの見直しを開始されたと理解している。このため、我々は、堅牢な概念を見出すまでプロジェクトを最終化すべきではないと考えます。

(プロジェクトの時間軸)

- (5) 近い将来、IASB が一部又はすべての記述を抜本的に見直す必要性を認識している場合、我々は、IASB が概念フレームワークの見直しを最終化すべきとは考えない。
- (6) 「純損益及び OCI」の概念は、アジェンダ協議 2011 において多くの関係者が非常に重要であると示した領域である。このため、我々は、重要な関係者が納得できる堅牢な概念を確立するまで、IASB が審議を継続することを勧める。

(FICE プロジェクトの進め方)

- (7) FICE に関する研究・プロジェクトにおける審議を踏まえると、我々は、短期間に、概念フレームワークが再度検討され、改訂されるリスクを懸念している。
- (8) 概念フレームワークが、基準開発における参照として使用されることを踏まえると、基準設定における安定的なプラットフォームを提供するため、我々は、概念フレームワークの重要な概念が何度も改訂される可能性は回避すべきものと考えます。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(概念フレームワークの性質)

- (9) 我々は、概念フレームワークを Living Document として位置付けることには同意しない。概念フレームワークは、IASB が基準を開発する際の参照として使用されることを踏まえると、我々は、概念フレームワークは重要な概念に関する安定的なプラットフォームを提供すべきであり、概念フレームワークが何度も改訂されるべきではないと考える。
- (10) 仮に、IASB が頻繁に概念フレームワークを見直すことを意図していない場合、我々は、Living Document という用語を使用すべきではないと考える。これは、一部の関係者が、当該用語は、会計基準と同じような周期で概念フレームワークも更新すべきことを示していると主張しているためである。

その他

14. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 概念フレームワークを最終化して先に進む場合、段階的アプローチ (tiered approach) として、①本 ED の提案を破棄してblankで最終化する、②本 ED の提案を維持して最終化したうえで別個のプロジェクトで検討する、③現行の記述を維持する、の3つのアプローチが考えられる。ASAF メンバーの見解は、すべてを最終化するのではなく、一部を最終化したうえで、一部を別個のプロジェクトで検討することを概ね支持していると理解した。(IASB 理事)
- (2) 最近の研究では、英国の多くの企業で、将来、今現存する年金債務の支払が不能になると言われており、年金債務の変動を純損益の外で認識することが大きな問題につながっていると考えられるが、堅牢な OCI の定義を求める関係者がそうした問題が生じることを受け入れる準備があるようには思われない。(IASB Hoogervorst 議長)

IV. 概念フレームワーク（測定に関する EFRAG ペーパー）

15. 今回の ASAF 会議では、IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（このセッションにおいて、以下「本 ED」という。）に対して、EFRAG がコメントレターにおいて示した懸念に関して、本 ED の第 6 章「測定」をどのように拡充できるかについて、EFRAG から測定に関するペーパー（以下「EFRAG ペーパー」という。）が提出され、議論がなされた。

16. EFRAG ペーパーでは、測定に関して、次の提案が示されている。

(1) 歴史的原価の記述

歴史的原価がいかなるインプットの更新を伴うものではないことを明確するように本 ED を修正することを提案する。

(2) カスタマイズ

現在価額の測定における個々のインプットが何を表すかについて、概念フレームワークに記述することを提案する。なお、EFRAG は異なる測定基礎を不必要に増やすことは回避すべきであることに同意している。

(3) 現在価額の記述：公正価値又は企業固有の価値を使用する長所及び短所

事業活動の態様をより重視して測定基礎を選択すべきであり、現在価額に関する記述を修正することを提案する。本 ED の記述では、市場価額により実現される可能性は低い、企業固有の価値はより高い予測価値を有する場合であっても、基準設定主体が公正価値を要求することになってしまうかもしれないと考えている。

(4) 測定基礎の選択：目的適合性

測定基礎の選択は、まず財務業績の報告の観点から検討すべきことを提案する。財務業績のために用いられる測定基礎は、財務状態計算書における資産及び負債の測定のために使用されるべきものである。

しかし、複数の測定基礎を用いることで、財政状態計算書においてより目的適合性のある情報を入手できる場合には、次のいずれかの方法を検討すべきである。

- ① 財政状態計算書のためにより目的適合性のある測定基礎を要求する。
- ② 財政状態計算書にとって最も目的適合的な測定基礎を財務業績の報告のためにも使用することを要求する。

(5) 測定基礎の選択：事業モデル

事業モデルの違いは財務報告に反映されるべきであり、この点、概念フレームワークのガイダンスを拡充することを提案する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

17. 上記のEFRAGからの提案を踏まえ、次の事項に関するASAFメンバーの見解が求められ、議論がなされた。

- (1) 測定ガイダンスの補足に関するEFRAGの提案に同意しない場合でも、「財務報告に関する概念フレームワーク」を最終化する前に本EDの提案をさらに拡充し説明を追加することに同意するか。
- (2) その場合、追加的な取組みは概念フレームワークの最終化を過度に遅らせる必要のないことに同意するか。
- (3) EFRAGの提案のうち、支持するものはどれか。反対するものはどれか。その理由は何か。

ASAF 会議での議論の概要

18. EFRAG 代表者からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 測定と財務業績の報告を併せて議論を展開すべきとしているEFRAGの提案を支持しない。これは、OCIの使用も含めて財務業績が何かについて未だに解明されていないからである。またビジネス・モデルを考慮すべきことにも賛成しない。仮にEFRAGの提案を概念フレームワークに取り入れた場合、本EDの提案を超えるものであるため、別途公開草案を公表する必要があると考える。
- (2) 財政状態の報告と財務業績の報告は、相互に影響を与える関係にあり、両者の観点を分けて考えるべきではないと考える。また、比較可能性が損なわれるため、現在価額の測定にあたり一部の要素を再測定から除外するカスタマイズに関する提案も支持しない。
- (3) 質問とコメントがある。1つは、EFRAGペーパーでは、歴史的原価をいかなるインプットの更新も伴わない測定基礎と扱っているが、減損後の測定を歴史的原価に含める場合、その測定基礎は当初のインプットが更新されているため、その点を合理的に説明できないのではないか。2つ目は、現在価額を資産及び負債の実現の可能性に関連付けることには慎重であるべきと考える。3つ目は、測定基礎の選択に関連して、財務業績の意味を明確にすべきであり、財務業績の報告の目的と財政状態の報告の目的が異なるか疑問である。4つ目は、測定基礎の選択にビジネス・モデルや事業活動の概念が役割を果たすとしても、概念フレームワークで記述するのではなく、個々の会計基準で検討すべきものとする。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 全般的に EFRAG の提案を支持するものの、歴史的原価は企業固有であるため目的適合性がないとしている点は支持しない。歴史的原価は発生時点の違いはあっても、取得時に市場で合意された価格を基礎としているからである。
- (5) EFRAG ペーパーの提案を本 ED で展開させることを支持しない。ペーパーでの提案には賛否があり、今後の測定に関する議論へのインプットと考えるべきものである。
- (6) 測定に関する過去の議論では、財務業績ではなく、財政状態に焦点を当て過ぎていた。たしかに、コメントがあったように財政状態の報告の観点での測定と財務業績の観点での測定が異なることが多く生じることは望ましくないかもしれず、通常、両者は一致するだろう。しかし、稀であるとしても、ボードは、財政状態の観点で資産・負債を評価する場合に、それと異なる測定を財務業績の観点で行うことが適切と考える可能性もある。

ASBJ の発言要旨

19. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、全般的に EFRAG の提案を支持する。特に、測定基礎に関する提案（EFRAG ペーパーの第 18 項及び第 22 項）は、基準開発における IASB の意思決定の改善に非常に有用であると考ええる。
- (2) しかし、次の 2 つの点については、我々は同意しない。
 - ① 財政状態計算書にとって最も目的適合的な測定基礎を財務業績の報告のためにも要求することを選択肢の一つとする点（EFRAG ペーパーの第 19 項(b)）に同意しない。この提案は、財務業績の報告の観点から検討すべきとする提案（EFRAG ペーパーの第 18 項）と矛盾するためである。同一の資産又は負債に異なる測定基礎が使用される場合が頻繁に生じるとしても、我々は、IASB が財政状態の報告のために財務業績のための適切な測定基礎を妥協すべきではないと考える。
 - ② 測定基礎の選択において、資産又は負債の特徴が役割を果たすことを認めている点（EFRAG ペーパーの第 23 項）に同意しない。これは、我々は、資産又は負債がどのように企業の将来キャッシュ・フローに寄与すると見込まれるかを検討する際、その特徴は考慮されることから、別個の考慮は不要と考えるためである。

その他

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

20. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

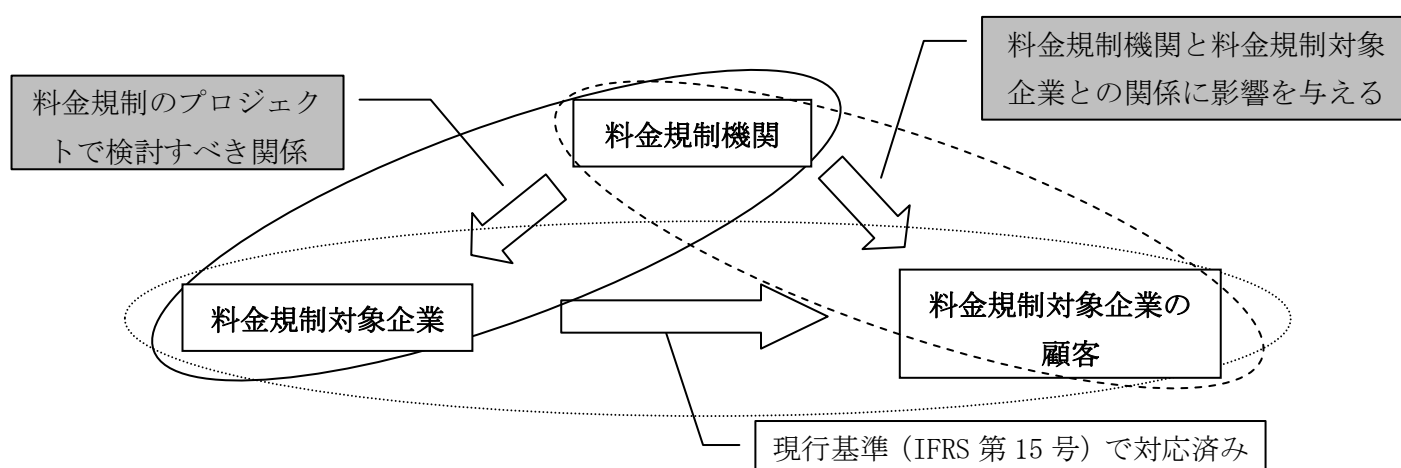
- (1) 長期のキャッシュ・コンバージョン・サイクルの場合、売却時の利得がある期間の企業の財務業績を表すとは考えられないため、保有している資産のキャピタルゲインを売却する最後の時点でのみ認識することでよいとする EFRAG ペーパーの第 22 項(b)を支持しない (IASB Hoogervorst 議長)
- (2) 年金負債の変動が財務業績に含まれるかなど、測定との関連において、財務業績の報告とは何かについて明確にする必要があると考える。(IASB 理事)

V. 料金規制対象活動

(今回の ASAF 会議の議論の背景)

21. IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制活動に関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下「料金規制 DP」という。)を公表した。
22. IASB は、料金規制 DP に寄せられたフィードバックを踏まえ、2015 年 5 月の会議において、料金規制活動に関連する 3 者(料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客)の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。なお、当該 3 者の関係は、次のように図示し得る(当該 3 者関係のうち、「料金規制対象企業とその顧客」の関係は既に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」で定められている。)

図 1：料金規制活動に関する 3 者関係



23. これを受けて 2015 年 7 月の ASAF 会議では、「料金規制対象企業と料金規制機関」及び「料金規制機関と料金規制対象企業の顧客」の関係について設例を用いた議論がなされた。当該議論においては、「定義された料金規制 (defined rate regulation)¹」の下で IFRS 第 15 号の原則を適用して収益の認識を行う場合、どのような活動が「履行 (performance)」の定義に合致し、収益の認識につながるかを識別することが困難であ

¹ 「定義された料金規制」の下では、料金規制対象企業が料金規制の対象となる供給サービスの持続的な利用可能性を確保した上で、顧客からの要請に応じて当該サービスを提供するとともに、政府(料金規制機関)のその他の政策(社会政策、環境政策、財政政策)を達成するために供給サービス以外の特定の活動を遂行するという、規制上の義務を充足することと引き換えに決定可能な対価の総額(収益必要額)を顧客に請求する権利を与えられる旨が、料金規制機関と当該企業との間の「規制上の合意(regulatory agreement)」によって規定されている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る旨が明らかになった²。

24. 「定義された料金規制」においては、企業は「規制上の合意³」により当期に顧客へ提供される財又はサービスと直接的には関係しない活動を行う義務を負う一方で、当該活動の対価を、当期に提供された財又はサービスの数量に応じて「規制料率(regulated rate)」を用いて収益を認識している。すなわち、「規制料率」は、一般的に次のような活動も反映している。

(1) 顧客へ請求する対価の計算基礎となる財又はサービスを提供する期とは別の期間において顧客へ財又はサービスを提供する活動

(2) IFRS 第 15 号における「履行義務」の定義を満たさない活動（例：企業が自ら使用する資産を建設する活動—今回の ASAF 会議における議論の対象）

(今回の ASAF 会議の目的)

25. 今回の ASAF 会議では、料金規制機関が企業に対して、将来、顧客にサービスを提供するために使用される有形固定資産を建設することを要求する状況において、どのような会計処理を行うべきかについて、設例を用いて検討することとされている。

26. 設例では、政府（料金規制機関）が、新規の水処理施設と関連するインフラを建設するための資金調達を行うことを前提として、次の 4 つのシナリオについて検討を行う状況が想定されたうえで、それぞれのシナリオにおける会計処理に関する見解について質問されている。

(1) 建設資金の全額を政府補助金によって事前に調達する。(政府補助金)

(2) 政府が家屋の開発業者に施設の建設をさせ、建設後、施設の寄付がされる。(寄付)

(3) 建設資金相当額の全額を顧客から事後的に回収する。(顧客から事後回収)

(4) 建設資金相当額の一部を施設稼働前に顧客から回収し、残りを施設稼働後に顧客から回収する。(顧客から事前及び事後に回収)

² 料金規制 DP への回答に IFRS 第 15 号の原則を出発点として検討すべきとの提案があった。しかし、IFRS 第 15 号では「履行義務 (performance obligations)」を顧客に財又はサービスを提供する契約上の約束と定義しており、企業は当該「履行義務」の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識することとされているため、当該提案を採用することは困難であった。

³ 「規制上の合意」においては、企業が特定の財又はサービスの唯一の供給者となる権利について定められている。ただし、当該権利は企業が「規制上の合意」に定められる供給義務を果たさなかった場合、料金規制機関により「規制上の合意」は終了されることを前提として付与される。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASAF 会議での議論の概要

27. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから設例の各シナリオの会計処理に関して主に次のような意見が示された。

- (1) 「政府補助金」を受けたときは負債（繰延収益）で繰り延べたうえ、工場の経済耐用年数に合わせて収益に計上していく。「寄付」を受けたときも、経済的効果は「政府補助金」を受領したのと同様なので、同様に処理することとなる。ただ、「寄付」を受けたことによって企業に現在の義務が発生しないとも考えられ、その場合は寄付を受けた時点で即時に収益計上することも考えられる。「顧客から回収」のケースでは、事前か事後かを問わず、一般の企業と同様に顧客から代金を受領した時点で受領した金額を収益に計上する。本設例においては、いずれのケースでも料金規制資産又は料金規制負債が計上されることはない。
- (2) 「顧客から回収」のケースは、中国と同意見。「政府補助金」のケースは、IAS 第 20 号に準拠することになり、そこで認められている会計処理のうち、繰延利益で繰延べることになる。補助金の額を取得した資産の取得価額と相殺すること（いわゆる圧縮記帳）はしない。
- (3) 「政府補助金」及び「寄付」のケースでは、繰延収益を計上する（「寄付」のケースでは、繰延収益（負債）又は収益を選択できるという意見もあった）。「顧客から回収」のケースでは、メンバーである設定主体の 1 つは収益調整又は原価調整を行うべきという意見であったが、他の設定主体は何らの調整も不要という意見であった。
- (4) 「政府補助金」や「寄付」のケースは、工場施設は政府補助金額又は寄付金額と相殺してゼロで計上する。「顧客から回収」のケースでは、一般の企業と同様に処理をすればよく、規制資産又は規制負債が計上されることはない。
- (5) 「政府補助金」と「寄付」のケースは、中国と同意見で、規制資産も規制負債も計上しない。「顧客からの回収」のケースでは、工場施設に加え、回収できる権利に対して規制資産を計上することになる。規制資産の相手方は何らかの負債となる。それらを総額で表示するか、純額で表示するかについては今後検討する予定である。
- (6) 本設例に記載の条件だけでは、いずれのケースでも規制資産又は規制負債が計上されることはない。規制されているという事実だけを理由に、規制資産又は規制負債を計上してはならない。規制料金はコストプラスで構成されているので、コストは発生したが対応する料金が当該期間には回収できていない場合にだけ、規制資産又は規制負債が計上される可能性がある。償却期間と回収期間に時間差があり、その

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

時間差が料金規制機関と規制対象契約企業との間の料金規制契約によって定められている場合（かつ、事後回収の場合はその回収が規制契約によって確実なものとなっていること、また、事前回収の場合はその後売却した場合等には差額を顧客へ戻すようになっていること）には、この時間差に対して規制資産又は負債を計上することになる。これは、繰延税金資産又は負債を計上するのと論拠は同じである。

- (7) 事前に現金（料金）を受け取るケースでは規制負債を計上することになるが、料金にはマージンが含まれているので、計上される規制負債にはマージンが含まれることになる。一方、将来の料金で回収するケースでは規制資産を計上することになるが、将来のマージンは不明なので、規制資産にはコストだけを計上することになる。事前に受領するか事後に回収するかによって、測定（マージンを含めるかどうか）が異なってくる。
- (8) 我々の意見は ASAF の他のメンバーの発言でカバーされている。
- (9) 料金規制の会計基準を検討するにあたっては、損益を過大計上しないように慎重にすること、原則を適用するように努力すること、現実の世界では償却期間が明快に定められていることは稀であることに留意する必要がある。

ASBJ の発言要旨

28. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 工場施設は当初認識時点の取得原価で測定するので、「政府補助金」や「寄付」のケースでは政府補助金額又は寄付金額と相殺してゼロで計上すべきである。
- (2) 本設例においては、いずれのケースでも料金規制資産又は料金規制負債が計上されることはなく、料金が規制されていない場合の会計処理と同様の会計処理を行うことになる。

その他

29. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 各ケースとも、政府補助金の問題として整理できる。すなわち、「政府補助金」のケースは直接的な補助、「寄付」のケースは第三者を通じた補助、「顧客から回収」のケースは料金設定に工場建設代金を上乗せした間接的な補助と整理できる。いずれのケースでも、政府補助金（負債）を認識すべきである。「政府補助金」及び「寄付」のケースでは、政府補助金（負債）を認識して、顧客へサ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ービスを提供していくという義務が残る 40 年間で償却していく。「顧客からの回収」のケースでは、政府補助金（負債）（40 年で償却）と規制資産（10 年で回収）を認識することとなる。（IASB 理事）

- (2) 料金規制の会計処理を考える上では、履行義務をどのように考えるか、すなわち、顧客へ提供するサービスに限るのか、それとも、規制上の義務を履行する活動にも拡大するのが重要である。（IASB 理事）

VI. インフレの会計処理

30. IASB は、2015 年 4 月の会議において、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」におけるインフレ会計適用の閾値を下げないこと及び IAS 第 29 号の代替基準又はインフレをより一般的に扱う基準の開発に関する、いかなる作業も行わないことを暫定決定した。また、2015 アジェンダ協議から当該決定を再評価すべきという新たな強い証拠が出ない限り、インフレをリサーチ・プログラムから外すことにした。
31. これに対して、今回の ASAF 会議では、インフレ会計に関する、必要な時間をかけた深度のある、調査研究を IASB がアジェンダに入れることを強く推奨し、この論点をアジェンダに残すか、外すかは、持続的で堅実な専門的議論に基づいて行われるべきであるとしている GLASS から、インフレ会計に関する見解及び提案が、次のとおり説明された。
32. インフレの影響を反映するよう財務諸表を修正再表示しないと、(1) 貨幣価値減少による損失が損益に認識されない、(2) 資本維持に必要な金額が決定できない、(3) 購買力の異なる通貨での記帳により収益及び費用の表示が歪められるという影響がある。
33. インフレの影響に関する情報の提供方法には、(1) 恒常通貨会計の適用により、基本財務諸表にその影響を反映する方法と (2) 基本財務諸表には反映せずに関連する情報を注記で開示する方法がある。
34. 恒常通貨会計は、同一の購買力を表す通貨単位で財務諸表の全ての数値を測定するため、資本維持に必要な金額が認識でき、財務諸表、特に財務業績計算書の歪みを取り除かれる。一方、修正再表示情報を注記だけで開示することは、基本財務諸表と注記とで 2 つの異なる数値を提供することになり、利用者の混乱を招くほか、財務諸表の信頼性を損なうことになりかねない。したがって、恒常通貨会計の適用により、基本財務諸表にその影響を反映する方法を推奨する。
35. 3 年間の累積インフレ率が 26% (おおよそ年間 8%) 以上のときにインフレの影響を認識することを推奨し、IAS 第 29 号における修正再表示の契機となる 3 年間の累積インフレ率 100% を 26% に置き換えることを提案する。

ASAF 会議での議論の概要

36. GLASS からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(1) IAS 第 29 号でいう 3 年で 100% のインフレ率は、4 つ又は 5 つの超インフレの指標の

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

1つにすぎないが、一部の人は、100%未満の場合、IAS 第 29 号を適用できないと言っている。これは、IAS 第 29 号の規定とは異なるが、IAS 第 29 号はそのように解釈され適用されている。

- (2) 利己的な観点からは、IASB は、インフレ会計を取り扱うべきではなく、我々に関係する問題に対処してほしい。取り扱う場合の選択肢は、①IAS 第 29 号の 100%を 26%に書き換える、②概念フレームワークの資本維持アプローチを固める、③問題を感じている人に IASB の代わりに IASB スタッフの指導のもとで作業又は IAS 第 29 号の書き換えをしてもらうの 3つである。
- (3) 予期しない事項及び現在は限定的だと思われる事例へ対処する試みという意味で、このインフレは興味深い実験のように思われる。インフレの問題は、我々が一緒に戦う事例なので、我々はこの問題に取り組むべきだと思う。
- (4) インフレ率 100%は、インフレ会計適用の指標の 1つにすぎないので、100%未満であってもインフレ会計は適用可能である。この理解を共有すれば十分であり、基準を変更する必要はないのではないかと。
- (5) インフレの影響を受けた利益が真の利益ではないとして、以前に公表した財務諸表を継続的に修正再表示する場合には、公表した財務諸表に対する公共の信頼という観点からの、相当量の調査が必要である。
- (6) 超インフレには至っていないがインフレの影響を受けている国がある。インフレ会計を適用しないと利益になるが、適用すると損失になる企業が、IFRS に基づきインフレ会計を適用しない財務諸表をもとに配当をしており、深刻な問題が生じている。
- (7) 便益がコストを上回るかの測定は困難だが、多くの修正再表示を実施してきた経験から、修正再表示はそれ程複雑ではなく、システムによる情報生成のコストは非常に低いものである。
- (8) 問題が世界中に広く蔓延しているものではないことは理解しているが、我々のところでは問題が生じているので、完全ではなくても非常に簡単な解決策を望んでいる。インフレの影響を反映させるように数値を修正したい。これは、高インフレ国にとっては、非常に重要な問題だ。

ASBJ の発言要旨

37. 本件について、ASBJ は、特に発言していない。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

その他

38. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 高インフレ状況に対する修正再表示を検討するか否かは、修正再表示の便益がそのコストと適用の複雑性を上回るかによる。インフレ会計適用のトリガーを「超インフレ」から「高インフレ」に変更することに絞った再検討を行うかどうかに関しては、修正再表示した財務諸表が修正再表示しないものより有用であるというコンセンサスがあるのか、とりわけ、高インフレ国の利用者と話をしてみたい。「超インフレ」か「高インフレ」かの検討には、資本維持概念の検討は必要ないと思う。(IASB 理事)
- (2) インフレの問題は現実の問題だが、現状では世界の限られた地域のものだと思う。3年で26%に基準を下げた場合、影響を受けるのはアルゼンチンくらいではないか。年10%のインフレが世界中で起こっているなら、取得原価会計では満足できないと思う。(IASB Hoogervorst 議長)

VII. 共通支配下の企業結合

39. IASB は、アジェンダ協議 2011 のフィードバックを受けて、共通支配下の企業結合（以下、「BCUCC」という。）をリサーチ・プロジェクトに追加している。
40. 2015 年 12 月の ASAF 会議では、香港会計士協会（HKICPA）の代表者から香港の実務に関する情報提供が行われた上で、IASB スタッフからのプロジェクトの状況報告とともに、有用性のある財務情報提供のための簿価引継法の適用方法に関する提案が示され、これについて ASAF メンバーの間で議論が行われた。
41. 今回の ASAF 会議では、これまでのリサーチ活動及びアウトリーチ活動で得られたフィードバック及び今後のプロジェクトの方向性に関する IASB スタッフの提案内容が紹介され、次の点について、ASAF メンバーの間で議論が行われた。

(1) BCUCC の会計処理方法として、次のいずれの方法を検討すべきか。

① アプローチ 1

すべての BCUCC 及びグループ再編に対して、簿価引継法を適用する。

② アプローチ 2

BCUCC 及びグループ再編に対して、簿価引継法を適用する。ただし、明らかに独立第三者間取引の特徴を有する取引に対しては、簿価引継法に代えて、IFRS 第 3 号「企業結合」に定める取得法を適用する。

(2) 簿価引継法の適用に関する次の事項について、どのように検討すべきか。

① 概念的関係は、次のいずれとして整理すべきか。

ア 支配当事者 (controlling party) の視点から情報提供を行うものとし、簿価には支配当事者における帳簿価額を用い、結合当事企業は（比較対象期間を含め、）あたかも過去から継続的に結合されていたかのように取り扱う。

イ 結合当事企業の視点から情報提供を行うものとし、簿価には譲渡された企業における帳簿価額を用い、結合当事企業は（比較情報の修正再表示（遡及修正）を行うことなく、）BCUCC が行われた日から結合しているものとして取り扱う。

② 次の事項については規定しない方向でよいか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ア BCUCC における対価と移転した純資産との差額を、資本のどこに認識すべきか。

イ 対価が株式の形態をとる場合のその測定方法（対価の測定は、移転される株式の公正価値によるべきか、その帳簿価額によるべきか。）

ASAF 会議での議論の概要

42. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) グループ内の事業再編には簿価引継法の適用が適切であるものの、特に非支配持分の割合が重要である場合には取得法が財務諸表利用者にとって目的適合性を有する（アプローチ 2 支持）。どのような状況に簿価引継法と取得法のいずれを適用すべきかに関する明確な線引きを基準において示すことは容易でないことから、作成者を含む関係者の判断によらざるを得ないと考える。
- (2) 情報の最終受領者が結合当事企業の支配当事者である場合には簿価引継法を、非支配当事者である場合には取得法を適用することが適切である（アプローチ 2 支持）。
- (3) 支配当事者の視点又は結合当事企業の視点からの簿価引継法の適用は、米国会計基準のプッシュダウン会計⁴に通ずるところがあるが、その適用（IFRS を含む。）にあたっては様々な見解があり、実務にも不統一がみられる。この問題を解決するためには、そもそも親会社又は支配当事者が被取得企業に対して自らの会計処理方法をプッシュダウンすることができるのか否かを明確化する必要がある。
- (4) 実際の企業結合は複雑であり、特に非支配持分が存在する上場子会社の企業結合を簿価引継法のみで会計処理するには限界があり、純資産と対価との差額をのれんとして会計処理する取得法を適用せざるを得ないケースがある。
- (5) BCUCC の会計処理については様々な見解がみられるため、まずその概念的基礎を構築し、それに基づいて、簿価引継法と取得法のいずれの方法をどのように適用すべきかを決定すべきである。
- (6) BCUCC の会計処理方法として簿価引継法の適用を原則とすることに同意するが、自国基準では IPO 準備のための BCUCC 又はグループ再編の場合に取得法の適用を許容又は強制していることから、取得法も許容されることを希望する。

⁴ プッシュダウン会計とは、買収等による事業等の取得に際して、取得企業の取得原価（原則として公正価値）をベースに、被取得企業の個別財務諸表における資産・負債の帳簿価額を修正（プッシュダウン）する手続をいう。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASBJの発言要旨

43. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 共通支配下の企業結合については、最終支配当事者 (ultimate controlling party (親会社)) と結合当事企業 (actual two combining entities (共通支配下で実際に結合する子会社 2 社)) のうち、いずれを報告企業として (誰の視点で) 財務情報を作成するかにより、あるべき会計処理方法が異なるを考える。
- (2) 結合当事企業を報告企業とする場合には当該企業結合が通常の取得にあたることもあると考えられる。

その他

44. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 概念フレームワークの公開草案にも記載されているが、非支配持分が存在する場合には、彼らは子会社の財務諸表に関する重要な利害関係者 (利用者) である。しかし、情報を要求する立場にないことから、(意思決定にあたっては) 財務諸表に依拠するほかはない。したがって、彼らの情報ニーズがどこにあるのかについて、より慎重に検討する必要がある。(IASB スタッフ)
- (2) 簿価引継法と取得法は、いずれも状況によってより有用な情報を提供するものである。しかし、どのような状況にいずれの方法を適用すべきかを線引きすることができるかどうかの問題である。(IASB スタッフ)

VIII. IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準の発効日の相違

45. IFRS 第 9 号「金融商品」の発効日は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度と規定されているが、新たな保険契約基準は 2016 年 2 月の IASB 会議において文案作成作業の開始が承認されたばかりであるため、現時点においては、IFRS 第 9 号が先行して適用される状況が想定されている。
46. 上記について関係者から懸念が示されていることを踏まえ、IASB は、新たな保険契約基準が適用される前に IFRS 第 9 号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティの一時的な増加に対処する必要があると判断する場合は、次の二つの方法の組み合わせによって対処することを提案する公開草案（このセッションにおいて、以下「本 ED」という。）を 2015 年 12 月に公表した。

	上書きアプローチ	一時的免除
要件	<p>以下の要件の両方を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該金融資産を、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約に関するものとして企業が指定している。 ・当該金融資産は、IFRS 第 9 号に従うと FVPL に分類され、IAS 第 39 号に従っていたならば、全体が FVPL に分類されるものではなかったであろうものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の発行が報告企業にとって支配的活動 (predominant activity) である。 ・保険契約の発行が報告企業にとって支配的活動かどうかの当初の評価は、延期しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日（すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度）における企業の負債総額に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う（定量的な閾値は設けない。）。
会計処理	<p>上記要件を満たした金融資産について、下記 (1) と (2) の差額を純損益から除外して、OCI に認識することを認める。</p> <p>(1) IFRS 第 9 号に従うならば純損益に認識されるであろう金額</p> <p>(2) IAS 第 39 号に従って純損益に認識された金額</p>	<p>報告企業単位で、IFRS 第 9 号の発効日を延期することを認める。</p>
発	(1) 発行日は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする。	

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	上書きアプローチ	一時的免除
効日	(2) 企業が IFRS 第 9 号を早期適用する場合に限って、これらのアプローチの早期適用を認める。	
失効日	失効日は定めない（ただし、新たな保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは適用できなくなる。）。	2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを認めない。ただし、同日後に上書きアプローチの適用を選択することができる。

47. 2016年3月のIASB会議では、本EDに対して提出されたコメントレター及びIASBが実施したアウトリーチを通じて聴取した意見の要約の報告が行われた上で、本EDに関する再審議におけるプロジェクトの対応の方向性について次の通り暫定決定がなされた。

- (1) 適格企業に対して一時的免除を設ける。
- (2) 一時的免除の適格性の判定は報告企業レベルでのみ行う。
- (3) 一時的免除について確定した期限満了日を設ける。
- (4) 適格企業に対して上書きアプローチを与える。
- (5) 一時的免除も上書きアプローチもその適用は任意とする。

48. 2016年4月のIASB会議（ASAF会議後の4月19日に開催の予定）で使用される予定のアジェンダ・ペーパーにおけるスタッフ提案は概ね以下のとおりである。

一時的免除

- (1) 適格要件の判定に使用する「指標」「閾値」「判定時期」を修正する。
 - ✓ 指標（分子）に算入する項目を追加
 - ✓ 閾値を設ける（閾値自体は高くする）
 - ✓ 判定時期を早める
- (2) 一時的免除を適用する企業と適用しない企業の比較可能性をさらに高めるために開示要件を追加する。

上書きアプローチ

- (3) 対象範囲及び関連する開示を修正
- (4) 損益計算書上の表示方法を修正（先にIFRS第9号に準拠した損益を表示）

49. また、今後検討を要する論点（2016年5月のIASB会計で審議の予定）として、適格

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

要件の再判定、確定した適用期限、初度適用の取り扱い、持分法の取り扱いなどが予定されている。順調にいけば、本修正は2016年9月に公表する予定である。

50. 2016年4月のASAF会議では、「一時的免除」「上書きアプローチ」「今後検討を要する論点」の別に、2016年3月のIASB会議で行われた暫定決定（第47項参照）、4月のIASB会議でのスタッフ提案（第48項参照）についてASAFメンバーのコメントが求められた。

ASAF 会議での議論の概要

51. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された⁵。

（一時的免除）

- (1) 適格性の判定を報告企業レベルでおこなうと、コングロマリット（銀行業と保険業の双方を営む企業）が営む保険事業が一時的免除の対象とならなくなる。この結果、一時的免除の対象となる純粋な保険会社が営む保険事業との間で、公正な競争条件が提供されなくなるとともに、セグメント情報の比較可能性も失われる。したがって、コングロマリットの保険事業も一時的免除が適用できるように、適格性の判定レベルを報告企業より下のレベルとすべきである。
- (2) IASB の対応を評価する。適格性判定に使用する「指標（分子）」の修正がスタッフから提案されているが、保険に関連したデリバティブや資本調達のための劣後債などが対象から漏れないように留意が必要である。
- (3) IASB の対応を評価する。カナダでは、規制当局が銀行に IFRS 第 9 号の早期適用を強制しているので、コングロマリットの銀行（5 大銀行のうち 3 行は重要な程度に保険業務を営んでいる）は一時的免除を適用せず、IFRS 第 9 号を適用する予定である。
- (4) 従来は、報告企業より下のレベルで一時的免除を適用することを望んでいた。しかし、報告企業レベルで判定するという決定がなされたので、現在は、一時的免除は適用しない予定である。どの保険会社も一時的免除を適用しないならば、競争上の不利益とはならない。
- (5) 多くの AOSSG メンバーが、一時的免除について確定した期限を設けることに反対した。マレーシアは、IASB がタカフル（イスラム法における保険）に対する報告企業のガイダンスを提供することを要請した。

⁵ 上書きアプローチについては意見は出なかった。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(今後検討を要する論点)

- (6) 初度適用企業及び持分法も対象とすべきである。
- (7) 初度適用で問題となるのは、単独で判定したならば一時的免除に適格となる子会社が初度適用企業となるケースである。親会社は、初度適用企業でないために親会社レベルで適格ならば一時的免除が適用できるのに、当該子会社は、初度適用企業であるために単独で判定したならば一時的免除に適格となっても一時的免除が適用できないことは問題である。

(その他)

- (8) ある設定主体は、新たな保険契約基準が明確に理解でき、かつ、導入できることを確証するために、限定された関係者が新たな保険契約基準のドラフティングに関してコメントできる機会を設けるべきであると主張した。

ASBJの発言要旨

52. 本件について、ASBJからは発言を行わなかった。

その他

53. 本件について、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。

(一時的免除)

- (1) 適格性判定レベルに関して、多くの作成者は報告企業より下のレベルでの判定を支持したが、規制当局は企業レベルでの判定を強く支持した。利用者はそもそも一時的免除に否定的であった。利用者は、一時的免除を認めるのならば、報告レベルより下で適格判定を行うと、IAS第39号(現状)から、IAS第39号とIFRS第9号の混在(移行期)を経て、IFRS第9号(将来)へと3回の変更に対応しなければならないことを懸念した。報告企業レベルでの判定なら、IAS第39号(現状)からIFRS第9号(将来)へ移行するだけで済むからである。(IASB理事)
- (2) セグメント情報はIFRSに準拠しなくてもよい(マネジメント・アプローチによる)ので、一時的免除を適用してセグメント情報を作成することは現在でも可能である。(IASB理事)
- (3) 適格性判定に使用する指標(分子)に純損益を通じて公正価値で測定する投資契約を追加するというスタッフ提案によって、一時的免除の対象となる企業はかなり増加する見通しである。(IASB理事)

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 適格性の判定時期を早めたのは、IFRS 第 9 号の強制適用に対応するための準備期間をより多くとるためである。適格要件を再判定すべきかどうかは、適格要件の判定時期を早めたことがこれにどう影響するかを含めて、5月に審議する予定である。(IASB 理事)

(今後検討を要する論点)

- (5) 一時的免除に関する確定した期限満了日をいつにするかを決定するに当たっては、新たな保険契約基準の公表日や発効日がいつになる見込みであるかを斟酌して決定する予定である。新たな保険契約基準の計画については検討中であるが、2016年中の公表をめざしている。しかし、現行の IFRS 第 4 号の修正(確定した期限満了日を含む)は、IFRS 第 9 号(2018年1月発効)を適用する準備に間に合うように早期に公表する必要がある。このため、新たな保険契約基準の公表日及び発効日が確定する前に現行の IFRS 第 4 号の修正を公表することは、避けられない見通しである。(IASB スタッフ)
- (6) 初度適用企業にも上書きアプローチや一時的免除を認めることになると、初度適用企業も 2015 年から 2016 年の IFRS 情報を評価することが必要となる。(IASB スタッフ)

IX. 株式に基づく報酬

54. IASB は、アジェンダ協議 2011 において IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の複雑性（解釈上の論点を含む。）について懸念を表明するフィードバックが多数寄せられたことを踏まえ、「株式に基づく報酬」をリサーチ・アジェンダに追加している。

55. このリサーチ・プロジェクトは現在、評価段階（すなわち、財務報告上の問題がないかどうかを把握し、追加的な対応の必要性の有無を検討するために、実務上の論点の識別及び評価を実施する段階）にあり、IASB スタッフによるリサーチが行われている。また、2015 年 11 月の IASB 会議において、当該リサーチの結果をまとめたスタッフ・ペーパーが提出されるとともに、同プロジェクトの中間報告が行われ、今後のステップとして次の 4 つの案が示された。

(1) 適用後レビューを実施する。

(2) 修正付与日公正価値モデルについて、リサーチを継続する。

この場合の具体的な代替案として、次の 3 つが示されている。

① 代替案 1：持分決済型の株式報酬取引を資本取引ではなく負債取引として分類した上でその再測定を行い、再測定差額を純損益に認識する方法（現行の IFRS 第 2 号の現金決済型の株式報酬取引と同様の方法）

② 代替案 2：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日において再測定し、再測定差額を純損益に認識する方法

③ 代替案 3：持分決済型の株式報酬取引を現行の IFRS 第 2 号と同様に資本取引として分類するものの、毎報告日において公正価値で勤務費用を測定するとともに、前期以前に認識された費用の再測定は行わない方法（IAS 第 19 号のモデルに類似する方法）

(3) IFRS 第 2 号について、狭い範囲の修正を行う。

(4) 当リサーチ・プロジェクトを中断する。

56. 今回の ASAF 会議では、上記の状況を踏まえ、IASB スタッフ・ペーパーに基づき ASAF メンバーの間で IFRS 第 2 号に関する次の事項について、初めての意見交換が行われた。

(1) IFRS 第 2 号によってもたらされている不必要な複雑性やその他の財務報告に関する問題があるか。仮にそのように考える場合、IFRS 第 2 号の主要な原則

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を改訂することなく、複雑性を低減すること又は問題を除去することは可能か。

(2) 本リサーチ・プロジェクトの今後のステップについて、コメントはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

57. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから概ね次のような見解が示された。

(適用後レビューの実施)

- (1) IFRS 第 2 号は継続的に修正が行われている基準の 1 つであり、適用後レビューを実施し、また、負債と資本の区分に関わる FICE プロジェクトとの相互関係も踏まえた上で、包括的な検討を行うべきである。
- (2) IFRS 第 2 号に対してはすでに多くの修正が行われ、明確化要望も多く寄せられていることから、適用後レビューの候補とすべきである。また、FICE プロジェクトや概念フレームワークのプロジェクトの結果を踏まえた上で対応する方法も考えられるが、IFRS 第 2 号の検討をそれらに先行して行い、その結果を起点として他の 2 つのプロジェクトを進める方法も考えられる。

(リサーチの継続)

- (3) 修正付与日公正価値モデルの複雑性を低減するための代替案が示されているが、いずれも有用性を増加させることはあっても、複雑性を低減するものではないと考えられることから、プロジェクトの目的が何であるのかをよく考えることが重要である。
- (4) ANC (フランスの会計基準設定主体) が 2008 年から 2010 年にかけて実施したリサーチは、修正付与日公正価値モデルでは時間の経過に伴うキャッチ・アップが行われないため、権利確定条件を満たさなかった場合にも報酬費用の戻入れが行われないこと、経営者による濫用を防止するための規定が直観や概念に反する結果をもたらしていること等を指摘していた。当プロジェクトはアジェンダ協議 2015 のフィードバックにおいて必ずしも優先度の高いものとされなかったが、ANC のリサーチ結果等を再検討することも 1 つの方法である。
- (5) IFRS 第 2 号の複雑性をその根本原則を改訂することなく低減することは困難であること、当プロジェクトは FICE プロジェクトや概念フレームワークのプロジェクトの影響も受けると考えられること、さらに、米国会計基準との乖離を生じさせかねないことから、仮に当プロジェクトのリサーチを継続するとしても、その優先度を高めるべきではない。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(狭い範囲の修正)

- (6) 現行の IFRS では資本性金融商品の再測定は行われなところ、これを求めるさらに複雑な方法(リサーチ継続の場合の代替案 2)のような代替案を示しても、IFRS 第 2 号の複雑性を低減させることにはならない。FICE プロジェクトとの相互関係もあることから、当プロジェクトが完了するまでの間、経過的なガイダンスの開発も検討すべきである。
- (7) IASB スタッフは、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ追加には慎重な対応が必要と述べているが、本来アジェンダ追加は裁量的に行われるべきものではなく、定められたアジェンダに追加するための要件に照らして客観的に行われるべきものである。

(プロジェクトの中断)

- (8) FICE プロジェクトや概念フレームワークのプロジェクトが最終局面に入っているならばそれらの完了を待つべく、当プロジェクトを中断することも 1 つの方法である。また、IASB スタッフの提案内容は IFRS 第 2 号の複雑性を低減するものにみえないが、それは基準開発当時の様々な議論のあった根本原則を改訂しないことを前提にしているからである。現状では複雑性の低減が期待できないところ、時間とリソースが限られていることから、より実務運用性及び意思決定有用性の高い基準へと抜本的な見直しを行って改善を図ることも考えられる。

ASBJ の発言要旨

58. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) IASB が当リサーチ・プロジェクトを継続することを支持する。ただし、当プロジェクトは FICE プロジェクトとの間に相互の関係があり、概念フレームワークの改訂を通じ、負債及び資本の定義がどのようになされるかによって、IFRS 第 2 号のさらなる修正が必要となる可能性があることから、プロジェクトに取り組む順序を考慮すべきであるとする。

その他

59. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 確かに、IFRS 第 2 号については、FICE プロジェクトの開始以降、負債と資本の区分に関連して IAS 第 32 号「金融商品：表示」との間の不整合が指摘され、また、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

開示の分量が過剰であるなど様々な多くの懸念が示されている。しかし、それら 1 つ 1 つの重要度及び緊急度は必ずしも極めて高いものではなく、また、今後も追加的に多くの論点が生じる見込みがあるわけでもない。したがって、適用後レビューを実施して、黙示的なフォローアップを約束するようなことになるのは、リソースの最適な配分とはいえない。(IASB 理事)

- (2) 多くの時間やリソースを必要とする正式な適用後レビューを実施しても、現時点では有用な結論が得られるとは考えづらいことから、何らかのより簡易な方法で関係者からフィードバックを得て、今後のステップに役立てる方法を検討することも考えられる。(IASB スタッフ)

X. IASB によるプロジェクトの近況報告と ASAF の議題

60. 「IASB によるプロジェクトの近況報告と ASAF の議題」のセッションでは、IASB スタッフから以下のトピックに関する報告がなされた。(4) リサーチ・プロジェクトの近況報告及び(5)プロジェクトの要約と ASAF の議題については、IASB スタッフから報告があったが、これらに対して ASAF メンバーからは特段のコメントは示されなかった。

- (1) 開示に関する取組み
- (2) 持分の特徴を有する金融商品
- (3) 動的リスク管理の会計処理
- (4) リサーチ・プロジェクトの近況報告
- (5) プロジェクトの要約と ASAF の議題

開示に関する取組み

61. IASB は、IFRS に準拠した財務報告における開示の有効性を改善することを目的として、開示に関する取組みを行っている。今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから、開示に関する取組みに関して次の点について報告があった。

- (1) 開示に関する取組みに含まれている個別プロジェクトの進行状況
- (2) 公開草案「IFRS 実務記述書－財務諸表への重要性の適用」（このセッションにおいて、以下「本 ED」という。）（コメント期限：2016 年 2 月 26 日）に対する初期段階のフィードバック

62. IASB は、個別のプロジェクトのうち開示原則に関するディスカッション・ペーパーに関しては、2016 年 6 月までの公表を予定している。また、本 ED に対するコメントを踏まえた最終成果物は、2016 年後半の公表を予定している。これらの報告に対して ASAF メンバーからは特段のコメントは示されなかった。

持分（資本）の特徴を有する金融商品

63. 本プロジェクトの目的は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の財務報告における課題を調査し、財務報告を改善し識別された欠陥を解決するための潜在的な方法を評価することである。今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから、本プロジェクトの近況報告

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

及び今後の予定に関して次の点について報告があった。

(1) 2015年3月のASAF会議におけるASAFメンバーからの意見

- ① IASBは、負債及び資本の分類からもたらされる情報の目的（例えば、流動性、ソルベンシー、業績等）を考慮すべきであるが、財務諸表が全体として当該目的を満たすための情報を提供する必要があることを意識すべきである。
- ② 請求権は多くの異なる特徴を有しており、単一の区分では当該特性を表わすことができない可能性がある。

(2) 2015年3月以降に行われたIASBにおける次の事項に対する審議の概要

- ① 負債及び資本の区分に用いられる特徴
- ② 検討された特徴に基づくアプローチ
- ③ 負債及び資本における下位区分
- ④ 企業自身の資本に対するデリバティブ

(3) 今後IASBにおいて検討する予定である適用上の課題等

(4) 今後利用者とのアウトリーチを実施し、検討しているアプローチから得られる情報の目的適合性についてフィードバックを入手する予定であること

(5) 概念フレームワークとも関連して、今後のASAF会議において議論が予定されている論点

- ① 概念フレームワークの公開草案において提案されている「現在の義務」の要求事項をどのように適用するか
- ② 変動数の株式により決済される特定の金額の義務を負債にすべきかどうか

(ASAF会議での議論の概要)

64. IASBスタッフからの説明を踏まえ、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 現行基準における例外規定の適用が困難であるプッタブル金融商品について対応を検討すべきである。
- (2) アジェンダ協議のフィードバックを受けて、負債及び資本の区分を今後検討する際には、潜在的に2つのアプローチが考えられる。1つは概念フレームワークの負債の

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

定義と整合させ、引き渡す義務のある経済的資源を企業の観点から見るアプローチであり、もう 1 つは、財務報告の目的を踏まえ、株主に対するリターンの描写を重視し、株主にとってリターンが現金によってもたらされるか株式によってもたらされるかに区別がないことを考慮して、引き渡す義務のある経済的資源を株主の観点から見るアプローチである。これらのアプローチの結果として、負債及び資本の区分だけでなく、損益計算書の表示区分にも影響がある。なお、後者のアプローチは、最劣後の所有者に焦点を当てる、いわゆる基本的所有者アプローチの結果に類似する可能性があるが、概念フレームワークにおいては負債を定義し、資本を残余としているため、異なるものとなると考えられる。

- (3) 本プロジェクトについては、小規模企業においては企業の経営者と所有者が分離していない場合があり、基準において意思決定を行う「企業」が何を意味するのか明確化することが必要ではないかと考えられる。

(ASBJ の発言要旨)

65. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) どのように負債及び資本を区分するかを検討する前に、当該区分によって何が達成されることになるのかを検討することが必要である。資本拠出者へのリターンについて有用な情報を提供するために、当該区分を検討する際には、企業の財務業績に関する情報が最も重要であると考えられる。したがって、IASB は、達成されるべき目的を踏まえてアプローチを検討するべきであると考ええる。

動的リスク管理の会計処理

66. 本プロジェクトにおいては、2014 年 4 月に公表したディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に寄せられたフィードバックを踏まえ、今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから、本プロジェクトの近況報告及び今後の予定に関して次の点について報告があった。

- (1) 2015 年 5 月の IASB における審議において、認識、測定及び開示に関する方針を決定するために、動的リスク管理活動に関する関係者の情報ニーズについて検討を行い、金利リスクを優先的に検討することが暫定決定された。
- (2) 2015 年 7 月の ASAF 会議において、開示のみならず、認識及び測定も含めて包括的に動的リスク管理活動について検討することが提案された。
- (3) 2015 年 7 月の IASB における審議において、本プロジェクトを引き続きリサーチ・

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

プロジェクトに含め、2 回目のディスカッション・ペーパーの公表を目標とすることが暫定決定された。

- (4) IASB は、銀行における金利リスクの管理を理解するために、銀行が要求払預金に対してどのようなリスク管理手法を用いているのかを理解しようとしている。コア要求払預金の金利リスク管理は、預金に関する顧客の行動予測のみならず、銀行のリスク管理戦略や銀行のイールド・カーブに対する予測等により影響を受けることがわかっており、現在、コア要求払預金に関する銀行のリスク管理活動をどのように会計に反映するべきか検討している。

また、EFRAG が欧州の銀行グループとアウトリーチを実施することを検討しており、IASB はオブザーバーとして当該アウトリーチに参加する予定である。

(その他)

67. 本件について、ASAF メンバーから、2 回目のディスカッション・ペーパーにおいて何を取り扱うのかという質問があり、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 1 回目のディスカッション・ペーパーにおける議論の経験から、2 回目のディスカッション・ペーパーを作成する際には、広い論点を取り扱うというよりは、一部の論点に焦点を当てることを考えている。(IASB スタッフ)

以 上